

兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学受託事業取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人が設置する芸術文化観光専門職大学(以下「本学」という。)が、本学以外の機関等(以下「委託者」という。)から委託を受けて行う事業に関して必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託事業 委託者から委託を受けて本学の業務(受託研究及び当該業務のうち他に特別な定めのあるものを除く。)として行う諸活動のうち、これに要する経費を原則として委託者が負担するものをいう。
- (2) 事業担当者 受託事業を行う本学の教職員(非常勤を含む)をいう。
- (3) 事業代表者 事業担当者のうち、受託事業を代表して行う者をいう。
- (4) 国等 国、特殊法人、認可法人、国立研究開発法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人又は公立大学法人をいう。
- (5) 知的財産権 兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学知的財産取扱規程(令和3年4月1日制定)に規定するものをいう。

(受託事業の基準)

第3条 受託事業は、本学の教育研究に有意義であり、かつ、本来の大学運営に支障を生じることがないと認められるもので、社会の発展に寄与することが期待される場合に受け入れることができるものとする。

(受託事業の受入れ)

第4条 委託者は、受託事業を申し込むときは、所定の申込書を事業代表者へ提出しなければならない。

(受入れ経費等)

第5条 受託事業で受け入れる経費(以下「受託事業経費」という。)については、兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学受託研究規程(令和3年4月1日制定。「以下「受託研究規程」という。)第7条の規定を準用するものとする。

(受入れ等の決定)

第6条 次の各号に掲げる事項についての決定は、理事長が行うものとする。

- (1) 受託事業の受入れ
- (2) 受託事業の中止又は期間の変更
- (3) 受託事業費の変更
- (4) 受託事業内容の重要な変更

(契約内容の通知)

第7条 事業代表者は、契約内容が確定したときは、契約担当者にその内容を通知するとともに契約の締結を依頼するものとする。

(契約の締結)

第8条 契約担当者は、前条の規定による依頼を受けたときは、委託者と受託事業に関する契約を締結するものとする。

- 2 契約担当者は、当該受託事業を中止し、又は事業期間を変更する場合は、契約の解除又は変更契約を行うものとする。

(再委託)

第9条 本学は、書面による事前の委託者の承諾なしに、受託事業の再委託等の契約に基づく権利及び義務を第三者に承継しないものとする。

(設備の帰属)

第10条 受託事業経費により、事業の必要上、新たに取得した設備・物品等は、本学に帰属する。ただし、国等からの受託事業である場合は、協議の上、その帰属を決めることができる。

- 2 受託事業の遂行上必要な場合には、委託者所有の設備・物品等は無償で受け入れて使用することができる。

(受託事業の中止等)

第11条 事業代表者は、天災その他事業遂行上やむを得ないと認める理由により、当該受託事業を中止し、又は事業期間を変更する必要があるときは、委託者と協議の上、当該受託事業を中止し、又は事業期間を変更することができる。

(事業の終了又は中止等に伴う事業経費等の取扱い)

第12条 受託事業を中止した場合で、委託者が負担した既納の事業経費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を委託者に返還することができる。

- 2 受託事業を終了し、又は中止したときは、第10条第2項の規定により受け入れた物品

等を事業の終了又は中止の時点の状態委託者に返還するものとする。なお、返還に要する費用は、委託者が負担しなければならない。本学は、返還に要する費用を、委託者が負担した既納の事業経費から差し引くことができる。

(受託事業の終了)

第 13 条 事業代表者は、当該受託事業が終了したときは、理事長にその旨を報告し、委託者に報告するものとする。

(知的財産権等の取扱い)

第 14 条 受託事業の実施に伴い生じた知的財産権等の取扱いは、受託研究規程第 12 条から第 14 条までの規定を準用するものとする。

(他の規定の優先)

第 15 条 本学は、委託者から本規程と異なる契約条項の申し入れがあったときは、必要に応じ、契約条項によって協議の上、変更することができるものとする。

(秘密情報の取扱い)

第 16 条 本学は、受託事業の契約締結に当たり、委託者と協議の上、秘密情報の取扱いについて適切に定めるものとする。

(事業成果の公表)

第 17 条 本学及び委託者は、受託事業による事業成果を原則公表するものとする。

2 公表の時期・方法については、委託者と協議の上、契約等において適切に定めるものとする。

(契約の解約)

第 18 条 委託者は事業経費を所定の納入期限までに納入しなければならない。

2 本学は、委託者が事業経費を所定の納入期限までに納入しないときは、受託事業契約を解約できるものとする。

3 本学又は委託者は、相手方が受託事業契約について重大な違反をしたときは、契約を解約することができるものとする。

(適用除外)

第 19 条 受託事業において特別な事情があると理事長が認めたときは、この規程の一部を委託者に対して適用しないことができる。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、受託事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。